

授業料免除制度の概要（山形県独自制度と厚生労働省制度）

	山形県独自制度	厚生労働省制度												
認定要件	規定なし	国籍・在留資格等に関する要件 ア 日本国籍を有する者 イ 特別永住者 など												
成績要件	<p>① 新入生（1年次） 入学試験の成績（学科別、区分別、コース別）上位2分の1以内</p> <p>② 2年次 1年次の成績（学年別、学科別）上位2分の1以内</p>	<p>① 入学後1年を経過していない者 次のAからDのいずれかに該当すること A 高校等の評定平均値が3.5以上であること B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること C 高校卒業程度認定試験の合格者であること D 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>② 上記①以外の者（入学後1年以上を経過した者（転学・編入等を除く）） 次のA又はBのいずれかに該当すること A 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位2分の1以上であること B 次のa)及びb)のいずれにも該当すること a) 修得単位数が標準単位数以上であること b) 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>※ただし、在学中の学業成績等が「廃止」の区分に該当する場合には支援の対象とはならない。（下記、適格認定参照）</p>												
経済要件	<p>○半額または全額免除</p> <p>ア 生活保護法に基づく生活保護該当者に属する者については全額免除</p> <p>イ 訓練生の属する世帯の1年間の総所得金額が全額免除にあつては「授業料免除選考基準の運用について」別表第1、半額免除にあつては別表第2の、収入基準額以下である者であること。</p> <p>※国立大の授業料免除選考基準における大学・短大の基準額に準拠。</p> <p>※総所得金額とは、世帯総収入から必要経費を控除し、母子・父子家庭や本人以外就学者がいる場合などの特別控除後の額</p>	<p>○全額、2/3 免除、1/3 免除</p> <p>「住民非課税世帯及びそれに準ずる世帯」 学生及び生計維持者の市町村民税の所得割額を合算した額（減免額算定基準額）が下の区分に該当するかを確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額基準算定額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>100 円未満</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>100 円以上 25,600 円未満</td> <td>2/3 免除</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>25,600 円以上 51,300 円未満</td> <td>1/3 免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資産要件】 学生等及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。</p> <p>〔基準額〕 生計維持者が2人の場合 2,000 万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250 万円未満</p>	区分	減免額基準算定額	減免額	I	100 円未満	全額免除	II	100 円以上 25,600 円未満	2/3 免除	III	25,600 円以上 51,300 円未満	1/3 免除
区分	減免額基準算定額	減免額												
I	100 円未満	全額免除												
II	100 円以上 25,600 円未満	2/3 免除												
III	25,600 円以上 51,300 円未満	1/3 免除												

別表 1

世帯人員	免除額
1人	880,000 円
2人	1,400,000 円
3人	1,620,000 円
4人	1,750,000 円
5人	1,890,000 円
6人	1,990,000 円
7人	2,070,000 円
以降+1人	+80,000 円

別表 2

世帯人員	免除額
1人	1,670,000 円
2人	2,660,000 円
3人	3,060,000 円
4人	3,340,000 円
5人	3,600,000 円
6人	3,780,000 円
7人	3,950,000 円
以降+1人	+170,000 円

必要経費
収入金額には児童・児童扶養手当、非課税年金、失業給付等も含む

収入金額	算式
104万円以下	収入金額と同額
104万円超200万円まで	収入金額×0.2+830千円
200万円超653万円まで	収入金額×0.3+620千円
653万円超	2,580千円

特別控除

母子・父子世帯 490 千円

就学者のいる世帯（校種、自宅通学か自宅外通学かで額が異なる）

本人を対象とする控除（自宅通学か自宅外通学かで額が異なる） など

	山形県独自制度	厚生労働省制度
適格認定	規定なし <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【適格認定とは】 1年生前期（2年生から申請があった場合は、2年生前期）で減免が決定された場合、卒業まで効力が続き、適当な時期に成績等が適切な状態にあるかを確認する作業のことを指す。成績不良の場合は、減免を廃止（①）または警告（②）する。</p> </div>	<p>【成績要件】※半期ごと申請させ、その度に認定要件を確認。</p> <p>① 廃止基準 次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 <p>② 警告基準 次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。 2 GPA等が学科における下位4分の1の範囲に属すること。 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
遡及取消	規定なし <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【遡及取消とは】 1年生前期（2年生から申請の場合は、2年前期）で免除決定がされたものの、1年後期（2年後期）で適格認定を行い、廃止の区分に該当し、なおかつ成績が不良だった場合は、前期分は取消となることを指す。</p> </div>	<p>学業成績が「廃止」の区分に該当する者については、下のとおり。</p> <p>（i）に該当し、（ii）に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となる。</p> <p>（i）学業成績等が著しく不良 （ii）災害、傷病、その他やむを得ない事由</p>
認定審査例 （4人世帯）	<p>父（転職後1年未満、賞与有）（直近給与収入3か月平均×15月で試算） 3,122千円</p> <p>母（給与収入） 1,676千円</p> <p>姉（就職後1年未満、アルバイト、賞与無）（直近給与収入3か月平均×12月で試算） 1,687千円</p> <p>本人（高校卒業後と同時に入学、収入無） それぞれ必要経費を算出</p> <p>特別控除額 本人控除（自宅通学）280千円のみ</p> <p>世帯総収入－必要経費－特別控除＝収入基準額 ※この場合、1,750千円以上3,340千円未満 半額免除</p>	<p>本人及び生計維持者（父母）の所得割を合算</p> <p>※厚労省制度では、姉は生計維持者に含まれない</p> <p>※この場合、それぞれ0円だったため全額免除</p>
（3人世帯）	<p>母（給与収入、年金収入） 3,305千円+292千円=3,597千円</p> <p>弟（給与収入） 2,164千円</p> <p>本人（給与収入） 1,076千円 それぞれ必要経費を算出</p> <p>特別控除額 本人控除（自宅通学）280千円のみ（母子家庭だが、弟が働いているため控除対象外）</p> <p>世帯総収入－必要経費－特別控除＝収入基準額 ※この場合、1,620千円以上3,060千円未満 半額免除</p>	<p>本人及び生計維持者（母）の所得割を合算</p> <p>※厚労省制度では弟は生計維持者に含まれず、本人は入学に伴い退職のため0円とみなす</p> <p>※この場合、母一人で51,300円以上 免除ならず</p>

※詳しくは、山形県立産業技術短期大学校庄内校総務課（Tel.0234-31-2300）にお問い合わせください。